

仕 様 書		
令和6年度自衛隊佐賀地方協力本部 武雄地域事務所で使用する電気	作 成	令和6年1月18日
	作成部隊名	自衛隊佐賀地方協力本部 総務課

## 1 適用範囲

本仕様書は、令和6年度自衛隊佐賀地方協力本部武雄出張所で使用する電気について規定する。

## 2 概 要

### (1) 件 名

令和6年度自衛隊佐賀地方協力本部武雄出張所で使用する電気

### (2) 需要場所

自衛隊佐賀地方協力本部武雄地域事務所  
佐賀県武雄市武雄町大字昭和43-15

### (3) 業種及び用途：官公署（事務所）

## 3 仕 様

### (1) 供給電気の種類

契約種別（低圧電力、従量電灯）は、同等の契約種別及び同等の契約プランを含むものとする。  
供給する電気の再生可能エネルギー比率は設けないものとする。

## 4 供給電気方式等

### (1) 供給電気方式、供給電圧等

区 分	低圧電力	従量電灯
供給電気方式	交流三相3線式	交流単相3線式
供給電圧（標準電圧）	200V	100V
計量電圧（標準電圧）	200V	100V
標準周波数	60Hz	60Hz
蓄熱式負荷設備の有無	無	無
予定契約電力	5kW	7kW
予定使用電力	2,246kWh	6,993kWh

## (2) 令和6年度月別使用予定電力量 (kWh)

年 月	項 目	使用予定電力量					備 考
		低圧電力	従量電灯	内 訳			
				平日昼間	休日昼間	夜間	休日数
令和 6年 4月		6	535	182	87	266	9
令和 6年 5月		91	496	213	51	232	10
令和 6年 6月		376	563	271	61	232	10
令和 6年 7月		746	654	309	91	254	9
令和 6年 8月		546	580	274	68	238	10
令和 6年 9月		460	573	243	82	247	11
令和 6年 10月		21	489	176	59	253	9
令和 6年 11月		0	543	216	58	269	10
令和 6年 12月		0	627	218	87	323	9
令和 7年 1月		0	712	349	73	291	12
令和 7年 2月		0	649	288	70	292	10
令和 7年 3月		0	572	217	75	280	11
	計	2,246	7,013	2,956	862	3,177	

※令和6年4月～令和6年12月予定使用電力量は、令和5年度実績量等を基準に算定

※令和7年1月～令和7年3月予定使用電力量は、令和4年度実績量等を基準に算定

※7、8、9、12、1、2月は夏冬料金

(注意) この表は、将来の最大需要電力量の数値を示すものではない。

## (2) 令和5年月別使用実績電力量

年 月	項 目	使用実績電力量					備 考
		低圧電力	従量電灯	内 訳			
				平日昼間	休日昼間	夜間	休日数
令和 5年 1月		0	679	325	61	293	12
令和 5年 2月		0	630	262	68	300	9
令和 5年 3月		0	525	191	59	275	9
令和 5年 4月		11	511	141	97	273	10
令和 5年 5月		125	449	156	53	240	13
令和 5年 6月		377	508	199	62	247	8
令和 5年 7月		797	660	290	88	282	11
令和 5年 8月		615	490	226	49	215	9
令和 5年 9月		418	494	193	62	239	10
令和 5年 10月		0	453	138	60	255	10
令和 5年 11月		0	447	149	47	251	10
令和 5年 12月		0	505	136	75	294	11
	計	2,343	6,351	2,406	781	3,164	

## (3) 使用期間

令和6年4月1日00:00から令和7年3月31日24:00まで

## (4) 電力量等の計量

区 分	低圧電力	従量電灯
自動検針装置	無	無
電力会社の検針方式	訪問検針	訪問検針
電力量計構成	普通電力量計 KW09形 九州電機製造(株)	普通電力量計 KB-7形 九州電機製造(株)

## (4) 需給地点（供給地点）

区 分	供給地点特定番号
低圧電力	09-0000-2735-5531-0000-0000
従量電灯	09-0000-2735-5331-0000-0000

(5) 電気工作物の財産分界点  
需給地点に同じ。

(6) 保安上の責任分界点  
需給地点に同じ。

## 5 検 査

請求書の受理をもって電気料の検査とする。

## 6 その他

- (1) 力率は契約期間中100%を保持する予定
- (2) 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整  
び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金につ  
いては、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (3) 仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模  
需要の標準供給条件による。